

〈資料 1〉

令和 3 年度

第 1 回宇治市小中一貫教育推進協議会 資料

令和 3 年 7 月 9 日（金） 18 時 00 分～

目 次

1	宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿	…	1
2	宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項	…	2
3	宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領	…	4
4	令和 2 年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要	…	6
5	令和 2 年度小中一貫教育の取組到達状況	…	7
6	令和 3 年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について(案)	…	8
7	令和 3 年度小中一貫教育の到達目標	…	9
8	効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン	…	10

宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿（令和３年度）

	氏 名	所 属 等
学識経験者	榊原 禎宏	京都教育大学教授
保護者	丹羽 寛美	宇治市連合育友会会長 広野中学校PTA会長
保護者	竹内 理	宇治市連合育友会副会長 三室戸小学校PTA会長
地域関係団体	蒨 正永	宇治黄檗学園青少年健全育成協議会会長
	井戸本 道衛	南小倉小学校区青少年健全育成協議会会長
学校評議員	内田 徹	笠取小学校・木幡中学校 学校評議員
学校関係者	市橋 公也	宇治市校長会会長 宇治黄檗学園 宇治小学校・黄檗中学校校長
	田中 多賀子	宇治市小学校長会会長 宇治市立木幡小学校校長
	清原 晃信	西小倉中学校ブロックラーニングコーディネーター 西小倉中学校教諭

事 務 局	宇治市教育委員会教育部 教育部長 教育部副部長 教育支援センター長 教育総務課長 学校管理課長 生涯学習課長 教育支援課長 学校教育課長 学校教育課副課長 学校教育課教育指導係長
-------	---

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

（目的及び設置）

第1条 「NEXUSプラン」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担任事項）

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者
- (5) その他教育長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

（専門部会）

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

- 2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月4日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成23年6月1日から施行する。

2 平成23年度における最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成26年6月1日から施行する。

2 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第 12 条 協議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成 17 年宇治市条例第 4 号）第 6 条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第 13 条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第 14 条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 4 月 4 日から施行する。

令和２年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要

○協議会の活動

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善について意見の交換等を行う。

○第１回〔令和２年７月１６日(木)〕

- １ 委嘱状交付
- ２ 会長・副会長の選出
- ３ 報告及び協議事項
 - (１) 令和元年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要報告
 - (２) 令和元年度小中一貫教育の到達状況報告
 - (３) 令和２年度の推進協議会の活動について(案)
 - (４) 中学校ブロックを単位とした取組について
 - ・令和２年度の到達目標
 - ・各中学校ブロックジョイントプラン
 - (５) 小中一貫教育に係る意識調査（「小中一貫教育についてのアンケート」）

○取組視察（２学期）

日付	視察校〔中学校ブロック〕	視察委員
10月19日（月）	神明小学校〔西宇治中学校ブロック〕	市橋委員
10月22日（木）	西小倉中学校〔西小倉中学校ブロック〕	瀧尻委員 海老瀬委員
10月23日（金）	広野中学校〔広野中学校ブロック〕	榊原会長 内田委員
11月６日（金）	北宇治中学校〔北宇治中学校ブロック〕	榊原会長 薮委員 丸尾委員
11月12日（木）	黄檗中学校〔黄檗中学校ブロック〕	朝倉委員 井戸本委員

※５中学校ブロックの取組視察を実施

※委員の視察時に、視察ブロック関係者と意見交流や協議を実施
〔学校関係者の委員視察時を除く〕

○第２回〔令和３年３月１１日(水)〕

- １ 報告及び協議事項
 - (１) 令和２年度小中一貫教育の取組状況 報告
 - ・全体報告
 - ・ブロック取組報告（槇島中ブロック 広野中ブロック 黄檗中ブロック）
 - (２) 宇治市小中一貫教育推進協議会の活動 報告協議
 - ・協議会の開催
 - ・委員による中学校ブロックの取組視察
 - (３) 次年度に向けて

令和２年度小中一貫教育の取組到達状況

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

系統的・継続的な学習指導においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、安全に配慮しつつ、学習の保障に徹することを最優先にした取組を進めてきた。

各校では、児童生徒の学力向上に資するため、ブロックの機能を生かし、児童生徒理解を基盤に、学力定着に向けた研究等、学力対策の推進や基礎学力定着に着目した取組を進めてきた。

系統的・継続的な生徒指導の充実においては、中学校ブロック内の連携体制を基盤とした情報共有の方策を工夫・充実させ、地域や関係機関との連携を図り、９年間を見通した連続性のある生徒指導の維持に取り組んだ。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

「ジョイントプラン」に基づき、各ブロックで培ってきた取組を基盤に、各校の校風や伝統を継承する形で特色ある教育活動を工夫して展開した。

小小、小中学校間での教員連携についての取組では、中学校ブロックの「めざす子ども像」の育成に向けた取組、新学習指導要領に対応する評価や授業づくりの研修など各中学校ブロックの課題克服に向けた研究を進めた。

児童・生徒の交流が制限される中、中学校の学びや生活のルールを児童に説明する機会を持つことで、中学への進学不安を軽減する取組を進めた。

「宇治学」については、小学３年生から中学３年生（９年生）に整備された副読本を活用し、特色のある教育活動を展開した。副読本については計画的に改訂作業を進めている。

(3) 家庭や地域との連携

小中一貫教育の取組が、家庭や地域において「見える取組」であるよう、広報誌の発行や掲示、各学校のホームページの活用による情報の発信を継続している。

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、情報発信やキャリア教育推進の取組、学習習慣定着の取組を進めた。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

ラーニングコーディネーターを要とした小中一貫教育推進体制を基盤に、各校のコーディネーターとの連携を密に図る中で、ブロックの課題を焦点化させることにより、めざす子ども像や学力観について理解を深め、学力向上に向けた教育活動の充実を進めた。

令和3年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について

1 協議会の活動について

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見の交換等を行う。

2 今年度の活動計画について

(1) 年2回の協議会開催

交流・協議による進行管理

第1回協議会 7月9日（金）

第2回協議会 2月～3月開催予定 [年度末進行管理]

※ 本協議会は必要に応じて会長が招集する。（本協議会設置要項第6条）

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

学校現場の取組視察による進行管理

中学校ブロックの取組を視察し、その後現地にて交流・協議を行う。
今年度は「地域とのつながり」をテーマにした取組を視察する。

※上記テーマに沿った取組を抽出し（別紙）、委員が選択し参加する。
（開催は2学期の予定）

(3) プロジェクトチームの設置

必要事項の調査・研究

協議会の場でさらに深く調査、研究等を必要とする事項が生じた場合には、プロジェクトチームを設置する。

令和3年度小中一貫教育の到達目標

学校が変わり、地域が変わり、そして、子どもたちが光り輝く小中一貫教育

本市の教育の柱である小中一貫教育の推進のため、安全対策を講じた上で、ラーニングコーディネーターを中核に据え、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行うことにより、学力の充実・向上を図るとともに豊かな人間性や社会性をはぐくみ、「将来の夢を持ち、自己実現に向けた努力ができる子ども」を育成する。

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

中学校ブロックの児童生徒の学力定着・向上に資するため、また、就学前から義務教育の先の進路保障まで見通した小中一貫教育の実践のため、ラーニングコーディネーターを有効に機能させて、各ブロックの課題を焦点化して取組を立案し、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた系統的・継続的な学習指導を推進する。

生徒指導においては、各中学校ブロックにおける組織体制を活かし、教育相談体制を強化させる等、多角的な視点での児童生徒理解や情報共有を進め、地域や関係機関と連携した組織的かつ連続性のある指導を進める。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

「ジョイントプラン」に基づき、特色ある教育活動の推進を引き続き展開する。

「いしずえ学習」を推進し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭教育とも関連づけながら、学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。

「宇治学」については、「ふるさと宇治」をテーマに副読本を活用し、ブロック学校間の関連性や系統性を持って、各校の校風や伝統を継承しながら、地域の特色を活かした、児童生徒が探究的な学習を進められるよう展開する。

小小、小中学校間での交流や授業、行事など合同の取組により、児童生徒の人間関係を豊かにする取組を一層推進する。

(3) 家庭や地域との連携

小中一貫教育の取組が「見える取組」となるよう広報誌の発出や学校ホームページの活用など、適時性のある積極的な情報発信を工夫するとともに、家庭や地域社会と連携した取組の充実を図る。

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着を図る。

学校・家庭・地域との連携を深め、児童生徒の教育に携わることができる地域教育ネットワークの構築を進める。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

ブロック校長会の方針の下に、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定し、教職員の協働による教育活動を展開する小中一貫教育を一層推進する。

とりわけ、学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進・充実に向けた取組の改善を図り、各課題解決に向けて具体的な実践・研修に取り組む。

効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン

宇治市教育委員会・宇治市校長会

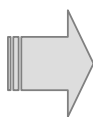
- ◇ 本市では、学力の充実・向上を重点課題に位置付け、小中一貫教育を基盤に、児童生徒の学力の充実・向上に向けた様々な施策を推進している。
- ◇ 各学校においても、教育委員会の方針に基づき、学力の充実・向上を中核においた学校経営を進めている。
- ◇ しかしながら、全国学力・学習状況調査（以下、「全国学調」と略記）や京都府学力診断テスト（以下、「府学テ」と略記）から推測される本市児童生徒の学力状況は、徐々に改善の兆しは見られるものの、総じて見ると市民や保護者の期待に添える水準に達していないのが実状である。
- ◇ このような実状に鑑み、本市の学校教育に責務を有する教育委員会と、各学校の経営責任者である全ての校長で組織される校長会とが協働して、学力の充実・向上に向けた新たな取組を進める。
- ◇ 取組の推進に当たっては、①教育委員会の施策や各学校の実践を振り返る中で取組目標の焦点化を図ること②焦点化した目標に向けた取組が、学力課題の多寡に関わらず、全ての小・中学校において進められること③各学校の取組を、教育委員会が組織を挙げて全面的に支援していくことが肝要であるとする。
- ◇ この取組は、方針や目標レベルに留まることなく、各教室における日々の教育活動の中で具現化されることが「鍵」となる。
- ◇ 本市の実態に基づき、長年に亘る教育実践を基盤として、施策対効果を意識した『効果のある宇治市方式の取組を進めるアクションプラン』を策定し、本市の次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤となる学力の充実・向上を図っていく。

（「令和元年度効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」抜粋）

- ◇ 令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来の計画から目標を変更し、対策を講じた上で学習の保障に徹することとし、学力についての取組を行ってきた。また、指標とする「全国学調」の実施が無い状況ではあったが、「目標設定シート」を活用し、各校の取組を展開することとした。
- ◇ 新たな動きとして、国においては「学校における生活様式」が通知され「令和の日本型教育（答申）」を受け、今後、教育ＩＣＴ化を含む「一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学び」の方向性が示された。
- ◇ 令和３年度のアクションプランによる取組推進については、「全国学調」の「国語」における①学力の状況（正答数分布に基づき算出される学力未定着層の割合を全国の状況と比較）②質問紙調査の状況（国語における基礎学力の充実に直結する質問項目に対する回答状況を全国状況と比較）を評価指標として、①については令和３年度「対象とする層の割合を全国水準と同レベルにする」また、②については「回答状況が全国水準と同レベルになる」こと、令和４年度には①②共に全国水準を上回ることを宇治市全体の目標として、各校・市教委の取組を進めていくこととしている。（ファースト・ステージ+Ex.S（令和元～４年度）に説明あり）令和４年度目標達成のためには、具体的な取組を実践することが重要となる。
- ◇ 教育委員会と校長会とで構成する「学力向上対策連絡協議会」では、目標設定シートの改良点と令和３年度の計画を以下（裏面）のように作成した。

新たな学力対策のポイント

- ① 取組目標の焦点化
- ② 全ての学校における取組
- ③ オール市教委としての支援



各教室における
日々の教育実践

※ アクションプランは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで進行管理していく。
年度内取組等についても、PDCAサイクルを適切に活用し、適宜改善を図ることが学校における取組のポイントとなる。